

災害時における託送供給等約款の特別措置に基づく対応概要

1 対象地域

災害救助法の適用地域または激甚災害の対象地域

2 対象となるお客さま

2025年4月1日以降に災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、災害救助法が適用または激甚災害として指定された地域で当社と電気需給契約があり、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6か月後の月の末日までに当社へ申し出をいただいたお客さま

※特別措置の適用をご希望されるお客さまは、以下のご連絡先までお申し出ください。

なお、この取扱いは一般送配電事業者が定める託送供給等約款における特別措置の適用に則るものであるため、お手続きの際には原則として所定の申込書および罹災証明書の提出が必要となります。

【ご連絡先】

ダイヤモンドパワー株式会社

営業部 営業推進グループ：03-6214-0908

* 受付時間：平日 9:00～17:00 (休祝日・年末年始を除く)

3 対応概要

(1) 電気料金の支払期日の1ヶ月延長

災害発生日の前月分から災害発生日の翌々月分までの電気料金の支払期日をそれぞれ1ヶ月延長いたします。

(2) 不使用日の基本料金割引

当該エリアの一般送配電事業者の定める託送供給等約款に基づいて割引された相当額を割引いたします。

(3) 工事費負担金等相当額の取扱い

当該エリアの一般送配電事業者の定める託送供給等約款に基づいて、災害により被害を受けたお客さまの需要場所における再建等のための工事費負担金等相当額は申し受けいたしません。

(4) 被災により使用できなくなった設備相当分の基本料金割引

当該エリアの一般送配電事業者の定める託送供給等約款に基づいて割引された相当額を割引いたします。

以上